

教育子ども委員会 説明資料

名古屋市配偶者からの暴力防止及び
被害者支援基本計画（第3次）（案）
について

平成27年12月14日

子ども青少年局

目 次

	頁
1 計画の基本方針、位置づけ等	1
2 策定の経緯	2
3 検討経過	3
4 配偶者からの暴力被害等の現状と課題	4
5 計画の体系	6
6 新規・拡充する主な事項	8
7 今後のスケジュール	12

(参考資料)

「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)(案)」

1 計画の基本方針、位置づけ等

区 分	内 容
趣 旨	<p>現行の「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（以下「配偶者暴力防止等基本計画」という。）（第2次）の計画期間が、平成27年度に満了することから、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）の改正等を踏まえ、配偶者暴力防止等基本計画（第3次）を策定する。</p>
基本方針	<p>被害者等の保護や自立に関わる総合的な支援を推進するとともに、人権が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会を目指す。</p>
位置づけ等	<p>配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画であり、なごや子ども条例に基づき策定している「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2015～名古屋市子どもに関する総合計画～」及び男女平等参画推進なごや条例に基づき策定している「男女平等参画の推進に関する基本計画」との整合性を図り、策定する。</p>
計画期間	<p>平成28年度から平成32年度までの5年間</p>

2 策定の経緯

時 期	内 容
平成13年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者暴力防止法」公布 (平成13年10月一部施行、平成14年4月完全施行)
平成16年12月	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者暴力防止法」の改正法(第1次改正)施行 <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣による「国の基本方針」の策定 ・都道府県基本計画の策定 ○「国の基本方針」告示
平成19年7月	<ul style="list-style-type: none"> ○名古屋市配偶者暴力相談支援センター業務を開始
平成20年1月	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者暴力防止法」の改正法(第2次改正)施行 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村基本計画の策定(努力義務) ・市町村における配偶者暴力相談支援センター業務(努力義務)
平成21年3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画」策定 (計画期間：平成21年度～平成23年度)
平成24年3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画(第2次)」策定 (計画期間：平成24年度～平成27年度)
平成26年1月	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者暴力防止法」の改正法(第3次改正)施行 <ul style="list-style-type: none"> ・生活の本拠を共にする交際相手(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない交際相手を除く)からの暴力について、法を準用し対象を拡大

3 検討経過

区 分	内 容								
懇談会での意見聴取	<p>○名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）策定に係る懇談会において、関係団体・関係機関から推薦された懇談会委員から意見を聴取 （第1回 平成27年6月、第2回 平成27年9月、第3回 平成27年11月）</p> <p style="text-align: center;"> （ <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">懇談会委員 16名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">・有識者</td> <td style="text-align: right;">6名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">・民間団体</td> <td style="text-align: right;">5名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">・行政機関</td> <td style="text-align: right;">5名</td> </tr> </table> ） </p>	懇談会委員 16名		・有識者	6名	・民間団体	5名	・行政機関	5名
懇談会委員 16名									
・有識者	6名								
・民間団体	5名								
・行政機関	5名								
組織での検討	<p>○名古屋市男女平等参画推進協議会 （第1回 平成27年6月、第2回 平成27年11月）</p> <p>○名古屋市男女平等参画推進協議会幹事会 （第1回 平成27年5月、第2回 平成27年7月、第3回 平成27年11月）</p>								
市民からの意見聴取	<p>○名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議において、関係団体・関係機関から意見を聴取</p> <p>○平成26年度男女平等参画基礎調査を実施</p> <p>○配偶者からの暴力（以下「DV」という。）被害者支援の現状を把握するなかから、被害者及び支援者が求める支援策とDV防止策を探り、配偶者暴力防止等基本計画（第3次）策定の基礎資料とするために、DV被害者及び支援者への調査を実施</p>								

4 配偶者からの暴力被害等の現状と課題

(1) 暴力の被害経験等

現 状	DVに関する理解度	「殴るふりをして脅すなどの行為が人権を侵害する行為だと思う」と答えた人の割合は 87.0%で、依然として約 10%の人は、人権侵害であると理解していない。 (平成 27 年度本市市民アンケート)
	デートDVに関する認知度	いわゆる「デートDV」という言葉を知らない人の割合は 48.4%で、認知度が低い。(平成 26 年度本市男女平等参画基礎調査)
	被害経験	女性の約 4 人に 1 人(23.7%)は被害を受けたことがあり、約 10 人に 1 人(9.7%)は何度も受けている。 (平成 27 年 3 月内閣府男女間における暴力に関する調査)



課 題	<p>○DVに関する社会的認知は広まりつつあるが、いまだ多くの被害者が潜在していると考えられることから、DVに対する正しい理解が進むよう、広報・啓発活動の推進が必要</p> <p>○デートDVは将来のDVにつながる危険性があるため、DV被害の未然防止の観点から、若年層へのデートDV防止のための意識啓発等の強化が必要</p>
--------	--

(2) 相談件数

現 状	① 女性福祉相談 (配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所)					
	(単位:件)					
	区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
相談延件数	8,569	8,183	9,396	12,571	12,018	
うちDV	4,986	5,164	6,666	9,447	9,220	
○女性福祉相談中、DV相談の延件数は、平成 22 年度と平成 26 年度を比較すると約 85%増加し、相談内容も多様化・複合化している。						

② 女性のための総合相談（男女平等参画推進センター）

（単位：件）

現
状

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
個別相談件数	3,332	3,914	3,918	3,506	3,631
うちDV	817	1,180	1,227	889	960

○DV相談の件数は、相談全体の約4分の1である。



課
題

○相談件数が増加傾向にあり、被害者の抱える問題も多様化・複合化していることから、支援体制及び自立に向けた支援の充実・強化が必要

○増加する多様化・複合化した問題に対応するため、支援の質の向上を図るとともに様々な問題に対応できるよう、関係機関・民間団体との連携の強化が必要

(3) 子どもの被害経験

現
状

○被害を受けたことがある家庭の約3割（27.3%）は子どもの被害もみられた。
（平成27年3月内閣府男女間における暴力に関する調査）

○子どもの前で暴力を受けたことがあるとの回答者が86%であった。
（平成27年6月～7月本市配偶者からの暴力の被害者支援に係る調査）



課
題

○被害者に同伴する子どもは、DVを目撃し、心理的虐待を受けている場合も多く、さらに子ども自身が暴力の対象となっている場合もあることから、子どもへの心理的ケアなども含めた総合的な支援の強化が必要

5 計画の体系

基本方針	被害者等の保護や自立に関わる総合的な支援を推進するとともに、人権が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会を目指す
------	--

【基本方向1】 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見

配偶者からの暴力防止について、市民啓発と関係者への周知を推進し、暴力の未然防止と被害の早期発見を目指します。

目標(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	
①	市民への意識啓発の推進
②	「デートDV」防止教育等の推進
③	外国籍・障害に配慮した広報・啓発
④	相談を通じた啓発及び施策化の推進
⑤	職員に向けたDV理解の推進
⑥	配偶者暴力に関する調査研究
目標(2) 暴力被害の早期発見	
①	通報体制の整備
②	早期発見のための関係者への周知

【基本方向2】 切れ目のない相談・支援の充実

被害者等の安心と安全に配慮した支援のために、相談への対応、保護、自立支援、同伴する子どもへの支援等、多くの段階にわたって、被害者を孤立させない、切れ目のない相談・支援の充実を目指します。

目標(3) 相談及び保護体制の充実	
①	配偶者暴力相談支援センターの機能強化
②	相談支援体制の充実
③	被害者等の安全確保
④	安心と安全に配慮した支援
目標(4) 被害者の自立支援の充実	
①	自立に向けた支援
②	住まいの確保のための支援
③	就業支援

目標(5) 被害者等の心理的ケアの充実
① 精神的な支援
② 被害者の孤立防止のための支援
目標(6) 子どもへの支援の充実
① 子どものこころのケア
② 子どもへの学校等の支援
③ 貧困の連鎖を断ち切るための支援との連携
目標(7) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援の充実
① 外国籍被害者への支援
② 高齢の被害者への支援
③ 障害のある被害者への支援

【基本方向3】 総合的な支援体制の強化

配偶者暴力防止等基本計画（第3次）を推進していくため、関係機関・民間団体との連携を推進する。また、研修の充実を図ることにより、支援者を育成し、総合的な支援体制の強化を目指します。

目標(8) 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進
① 総合的な庁内連携の推進
② 関係機関・民間団体との連携・協力の推進
目標(9) 支援者の育成
① 支援者研修の体系化によるスキルアップ
② 支援者のメンタルヘルス
③ 二次的被害防止のための関係職員への研修
目標(10) 苦情への適切かつ迅速な対応
① 適切な苦情処理の実施

○掲載事項数

基本方向3、目標10、主な事項89（うち新規3、拡充16）

6 新規・拡充する主な事項

○子ども青少年局の所管及び総務局等と共管の新規・拡充事項について、以下に掲載

基本方向1 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見

目標 (1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上

① 市民への意識啓発の推進

主な事項	内容	方向性	所管
DV根絶のための意識啓発事業	DV防止啓発カードの配布等により、相談窓口の周知を図るとともに、DV根絶に関する講座・セミナー・パープルリボンキャンペーンを実施します。 また、児童虐待対策と連携した広報・啓発を行います。	拡充	総務局 子ども青少年局

② 「デートDV」防止教育等の推進

主な事項	内容	方向性	所管
デートDV防止等のための意識啓発事業	大学・高校等において、デートDV防止に関する講座・セミナー等による防止教育を進めます。 また、デートDV防止啓発カードを広く配布するとともに、男女平等意識や人権意識の向上が図れるよう、幼児期から若年層までの成長発達段階に応じた男女平等ハンドブック等を学校等において配布・活用します。	拡充	総務局 子ども青少年局 教育委員会

基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実

目標 (3) 相談及び保護体制の充実

① 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

主な事項	内容	方向性	所管
研修の体系化	関係職員に対し、担当者、係長級、管理職などの階層別研修や新任職員、中堅職員などの段階別研修を構築し、研修の体系化を図ります。 また、法律問題や事例検討、ロールプレイなど、より専門的な研修の充実を図ります。	拡充	子ども青少年局

コンサルテーション機能の充実	社会福祉事務所等が、支援困難事例に対して、適切かつ迅速に対応することができるよう、外部のスーパーバイザーの導入など、配偶者暴力相談支援センターのコンサルティング機能の充実を図ります。	拡充	子ども青少年局
----------------	---	----	---------

② 相談支援体制の充実

主な事項	内容	方向性	所管
支援体制の充実	研修の体系化や内容の充実を図ることにより、支援者の育成・組織対応力の強化を行うとともに、相談件数の状況を踏まえ、相談支援体制強化について検討します。	拡充	子ども青少年局
コンサルテーション機能の充実（再掲）	9 ページ「配偶者暴力相談支援センターの機能強化」に掲載	拡充	子ども青少年局

目標（4）被害者の自立支援の充実

① 自立に向けた支援

主な事項	内容	方向性	所管
母子生活支援施設の改築・整備	母子生活支援施設の老朽化にともなう改築・整備を行います。	拡充	子ども青少年局

目標（5）被害者等の心理的ケアの充実

① 精神的な支援

主な事項	内容	方向性	所管
DV被害者のためのサポートグループ事業	被害者同士が集まり、体験や感情を共有し、情報を交換することにより、精神的な回復を図ります。	新規	子ども青少年局
DV被害者とその子どものための心理的ケア	被害者とその子どもの心理的ケアを充実するため、親と子でのカウンセリングなどの検討を行います。	新規	子ども青少年局

目標（6）子どもへの支援の充実

② 子どもへの学校等の支援

主な事項	内容	方向性	所管
児童相談所の体制強化	被虐待児や虐待をした親への十分なケアを実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童福祉司の増員など児童相談所の体制を強化します。	拡充	子ども青少年局

第3児童相談所（仮称）の設置	急増する児童虐待相談をはじめとする児童相談に迅速・的確に対応するために、第3児童相談所（仮称）を設置します。	新規	子ども青少年局
社会福祉事務所における児童虐待等への機能強化	社会福祉事務所における子ども家庭相談の体制を強化し、児童虐待などへの対応を拡充します。	拡充	子ども青少年局
名古屋市児童を虐待から守る条例の推進	「名古屋市児童を虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を行います。	拡充	子ども青少年局

③ 貧困の連鎖を断ち切るための支援との連携

主な事項	内容	方向性	所管
支援が必要な子どもへの学習サポート事業	生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親家庭の中学生に対して、学習会などを行う学習支援事業の充実を図ります。	拡充	子ども青少年局 健康福祉局

目標（7）外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援の充実

① 外国籍被害者への支援

主な事項	内容	方向性	所管
女性及び児童への相談援助活動における通訳等派遣事業	日本語による意思疎通が十分にできない被害者等が相談に来た際に、社会福祉事務所等へ通訳者を派遣し円滑に相談できるように努めます。また、より多くの言語に対応し、迅速な相談対応ができるよう事業の充実を図ります。	拡充	子ども青少年局

基本方向3 総合的な支援体制の強化

目標（8）総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進

② 関係機関・民間団体との連携・協力の推進

主な事項	内容	方向性	所管
DV被害者支援団体との連携・協力	被害者の支援に関し、経験の豊富な民間団体との連携により、被害者等の安全確保のための民間シェルター運営団体への家賃補助や孤立防止のための親子支援プログラム事業・見守り・同行支援事業を実施します。 より一層の連携・協力を推進するため、民間団体の支援者も参加可能な研修を充実するなど、民間団体の支援を図ります。	拡充	子ども青少年局

目標 (9) 支援者の育成

① 支援者研修の体系化によるスキルアップ

主な事項	内 容	方向性	所 管
研修の体系化(再掲)	8 ページ「配偶者暴力相談支援センターの機能強化」に掲載	拡充	子ども青少年局
コンサルテーション機能の充実(再掲)	9 ページ「配偶者暴力相談支援センターの機能強化」に掲載	拡充	子ども青少年局

② 支援者のメンタルヘルス

主な事項	内 容	方向性	所 管
支援者のこころのケア	相談支援業務に従事する職員が、バーンアウト(燃え尽き)状態やDVの二次受傷に陥ることがないよう、臨床心理士等のアドバイスの支援を行います。	拡充	子ども青少年局

③ 二次的被害防止のための関係職員への研修

主な事項	内 容	方向性	所 管
研修の体系化(再掲)	8 ページ「配偶者暴力相談支援センターの機能強化」に掲載	拡充	子ども青少年局

7 今後のスケジュール

時 期	内 容
平成 27 年 12 月 25 日～ 平成 28 年 1 月 25 日	パブリックコメントの実施
平成 28 年 3 月	「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (第 3 次)」策定